

# 中小企業診断士の視点

第5回  
経営力向上計画策定は経営を見直すチャンスです



中小企業診断士 小野寺義明  
一社)埼玉県中小企業診断協会

今年7月1日に「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案」（中小企業等経営強化法）が施行されました。これは中小企業等の経営強化を目的に、経営力向上計画を国に提出、認定を受けることで当該取組を支援するための措置等を講じるものです。具体的なメリットはいくつかありますが、特に固定資産税が軽減されること（要件あり）は中小企業にとってありがたい施策だと思います。また、認定を受けることでモノづくり補助金における加点項目になるなど、注目も高く、既に数社の申請相談が来ています。

経営力向上計画認定申請書の記入に際しては、まずは事業分野別に指標や取組内容、提出先が違うことにご注意ください（事業分野は製造業、卸・小売業、外食・中食、旅館業、医療、保育、介護、障害福祉、貨物自動車運送業、船舶、自動車整備に分けられています）。提出書類は2枚なので基本的には手引きに沿って進めていただくことで申請書が完成します。記入に際し、留意すべき点については経営力を向上させるために掲げる「指標」と「経営力向上の内容」があげられます。製造業を例にすると、「指標」は労働生産性、売上高経常利益率、付加価値額の3つからひとつを選び、経営力向上を図るための指標として用います。労働生産性とは（営業利益+人件費+減価償却費）を労働者数で割った数字、売上高経常利益率は（営業利益-営業外費用）を売上高で割った数字となります。一般的な経常利益と違い、ここでは営業外収益は含みません。付加価値額は営業利益+人件費+減価償却費です。

次に「経営力向上の内容」についてですが、これは経営を向上させるための具体的な行動を示すうえでの記載項目です。製造業の場合は①従業員に関する事項、②製品および製造工程に関する事項、③標準化、知的財産権等に関する事項、④営業活動に関する事項、⑤設備投資並びにITの導入等に関する事項、⑥省エネルギー推進に関する事項、の中から選ぶことになります。また掲げる項目個数については会社規模によって変わってくるので気をつけてください。この「経営力向上の内容」を以て掲げた「指標」を向上させ、経営力向上を図るという流れになります。

詳しくはこちらをご確認ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

この経営力向上計画策定を通して、改めて自社の経営を見直してみてもいかがでしょうか。

## 【問い合わせ先】

埼玉県中小企業診断協会

ホームページ：<http://sai-smeca.com/>

電話：048-762-3350

Eメール：[rmcsai@nifty.com](mailto:rmcsai@nifty.com)